

# 御宿町森林整備計画（変更）

計画期間  $\left[ \begin{array}{l} \text{自 令和 2年4月 1日} \\ \text{至 令和12年3月31日} \end{array} \right]$

（令和4年3月31日変更）

千 葉 県  
御 宿 町

## 1 変更の理由

森林・林業基本計画及び全国森林計画の変更に伴う地域森林計画及び市町村森林整備計画の一斉変更による。

## 2 主な変更内容

- ・立木の伐採（主伐）の標準的な方法に、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づいた伐採・搬出の内容を位置付ける（Ⅱ-第1-2）
- ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項に、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示される設定例を基本として基準を定める旨を追記。（Ⅱ-第2-3）
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する。（Ⅱ-第4-2、別表1）
- ・道路や電線、公共施設等の周辺における造林方法及び天然更新については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や県の普及指導員の技術的助言等を参考に選択する旨を追記。（Ⅱ-第2-1、2）

## 3 変更計画が有効となる年月日

令和4年4月1日

# 森林計画区的位置図



# 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 当該区域内における森林施業の方法	16
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するため の方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	20
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	20

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
4	その他必要な事項	20
第7	作業路網その他の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
3	作業路網の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	23
第8	その他必要な事項	23
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	23
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	24
III	森林の保護に関する事項	25
第1	鳥獣害の防止に関する事項	25
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	25
2	その他必要な事項	25
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	25
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	25
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	26
3	林野火災の予防の方法	27
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	27
5	その他必要な事項	27
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	27
1	保健機能森林の区域	27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	28
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	28
4	その他必要な事項	28
V	その他森林の整備のために必要な事項	28
1	森林経営計画の作成に関する事項	28
2	生活環境の整備に関する事項	28
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	29
4	森林の総合利用の推進に関する事項	29
5	住民参加による森林の整備に関する事項	29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	29
7	その他必要な事項	29

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、千葉県ほぼ東南部南房総国定公園の中に位置し、温和な気候であり美しい海岸と豊かな緑に恵まれています。このため、首都圏にも比較的近いリゾート地として多くの行楽客を集めています。また、本町は夷隅郡の中では、南部沿岸地域にあり周辺との関連をみると東京湾横断道路アクアラインや上総アカデミアパークの進展に伴い一層の観光客の増加、町勢の発展が期待されます。

本町の森林は、夷隅川支流の上落合川と、太平洋に注ぐ清水川両岸の標高60m～200mの丘陵地に広く分布しております。

本町の総面積は2,485haで、森林資源に恵まれ、森林面積は1,301haあり総面積の52%を占めており、大部分が私有林であります。

また、林種別には人工林535ha(41%)、天然林556ha(43%)、竹林その他210ha(16%)であり人工林が多く、人工林率41%は県平均(39%)よりわずかに多い程度になっています。人工林の樹種構成は、スギ474ha(89%)、ヒノキ43ha(8%)、マツ18ha(3%)となっており、スギがほとんどを占めています。

また、近年の大型台風等では、山腹崩壊や住民生活に影響を及ぼすことから、森林・林道管理のあり方が課題であります。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山及び竹林から林業生活活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには天然広葉樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題があります。

西部の実谷地区は、水源かん養等公益的機能を有する森林が団地化していることから、機能高度化と優良木材の生産を促進するため森林施業の共同化事業等を推進していくことにより、人工林の間伐・保育施業を推進していくことが重要であります。

中部の布施地区においては、住宅・草地造成等の開発が進展する中で、住宅地周辺の森林が住民の生活環境を保全する森林として期待されており、生活環境林として整備することが要望されています。

東部の御宿地区は、国定公園・保安林等の自然環境重要地域であり、地元住民や、都市住民の憩いの場として遊歩道や林内整備等の整備要望があります。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町において森林は、水源保全機能や生活環境保全機能、木材生産機能などの直接的な機能だけではなく、動植物の多様性保全や、それを生かした自然に親しむ環境を作り出す機能も求められています。現在、御宿町里山連絡協議会が設置され、町内の団体と協力して環境作りのための活動を行っています。

森林の有する各機能の発揮のため目指すべき森林資源の姿は次のとおりと

なります。

- ・ 水源涵養機能：樹木の根が発達し、また適正な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、浸透、保水能力の高い土壌を有する森林。
- ・ 山地災害防止／土壌保全機能：樹木の根が発達し、また適正な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、土壌を保持する能力の高い森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。また急傾斜地においては、老齢木、大径木などが適切に除かれていて、倒木による崩壊の危険性のない森林。
- ・ 快適環境形成機能：樹高や枝葉が十分発達し、風、砂、騒音等に対する遮蔽能力が高い森林。
- ・ 保健・文化機能：人の立ち入りに適した林内空間や歩道、見通しの確保、又は価値ある樹木や植生、景観の維持がなされている森林であって、必要に応じて林内活動のための施設が整備されている森林。
- ・ 木材等生産機能：木材等としての需要見込みを有する樹種が良好に生育し、傾斜や地質を考慮して適切に路網が整備され、継続的に伐採搬出、更新、保育による資源の循環利用が行われている森林。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### ①森林整備の基本的な考え方

森林の有する各機能を総合的かつ高度に発揮するための整備の考え方は次のとおりです。

- ・ 水源涵養機能：樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行います。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、水源涵養機能の高い森林の維持、管理を図ることとします。

なお、主伐を行う場合は、伐期の延長を図り、択伐または小面積皆伐を行うことで森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の水源涵養機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払うこととします。

- ・ 山地災害防止／土壌保全機能：樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行います。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、土壌を保持する能力の高い森林の維持、管理を図ることとし、また急傾斜地の老齢木、大径木については適切に除伐を進め、倒木による崩壊の危険性の緩和に努めるものとし、

なお、主伐を行う場合は、伐期の延長、あるいは択伐や小面積皆伐等により森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の土壌保持機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払うこととします。

- ・ 快適環境形成機能：樹高や枝葉が発達した森林を維持するため、森林の状況に応じて適切な施業を行います。特に、病虫害被害の発生している森林については、被害木の伐倒、除去やその後の更新を図る施業の他、病虫害の予防、防除についても積極的に行うこととします。
- ・ 保健・文化機能：保健休養を目的とした林内活動や、価値ある植生、景観の維持を考慮しつつ、森林の状況に応じて適切な施業を行います。特にハイキングやその他レクリエーション利用が見込まれる森林については、遊歩道周辺の見通しの確保や荒廃森林の整備等を図ることとします。
- ・ 木材等生産機能：スギ、ヒノキの人工林や、用材としての利用が見込まれる樹種を含む天然林については、間伐等の保育を進め、その過程で伐採された材については路網を整備しつつ搬出し、薪炭材やきのこと原木、バイオマス資源等としての利用も含め積極的に活用します。

なお、状況によっては主伐を実施して材を搬出利用し、跡地は植栽又はぼう芽等の天然更新により有用な樹種の更新を図り、森林資源の循環利用を進めるものとします。

また、用材生産が見込めない天然林においても、用材生産が見込める森林と併せて効率的な施業が可能な場合は、薪炭材やきのこと原木等としての主伐と更新を推進するものとします。

## ②森林整備の推進方策に係る基本的な考え方

施業の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者、森林組合、林業木材関係事業者の意向、住民の意見の把握を進めつつ、必要とされる施業と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとします。

なお、地形、地質、その他の条件等を考慮したうえで木材の伐採搬出が可能な森林については、森林経営の受委託等による施業の集約化や路網整備を進め、木材生産活動の推進のための各種事業も活用する中で森林施業を推進します。

また木材の伐採搬出が困難な場合は、必要に応じて森林の公益的機能維持増進のための各種事業を活用しつつ、複層林化を進めることとします。

これらの取組は、森林クラウドを活用し、県や林業事業者等と連携して効率的に実施していくとともに、新たに創設された森林環境譲与税や森林経営管理制度も活用しながら積極的に推進します。

## ③その他必要な事項

放置され拡大している竹林、非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンプスギ林、松くい虫の被害を受けたマツ林、ナラ枯れ被害を受けた広葉樹林、その他病虫害や気象害を受けている森林については、各種事業等を活用しつつ伐採、改植、防除等を推進し森林機能が適切に発揮されるよう整備します。

また地域に多く分布するシイ・カシの純林については、過密化と下層植生の衰退が著しい場合があるため、間伐や主伐、更新等の施業を推進します。



### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼して実施するものが中心であり、現在も積極的な森林所有者は継続して実施しています。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の施業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による施業は今後も限定的にならざるを得ないと考えられます。

そこで、こうした森林所有者による施業に加え、森林組合等が複数の森林所有者から森林経営の委託を受け森林を団地化して実施する集約化施業と、それに伴い取り込まれる路網の整備や境界の管理を推進することで、森林施業の合理化を図ります。これに加え、森林環境譲与税及び森林経営管理制度を活用し、さらなる森林施業の合理化を推進します。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の木の標準期齢は下表のとおりとします。

なお、標準期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全域	45年	50年	40年	50年	15年	20年

注1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記標準伐採期齢を適用しません。

2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採（倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る）においては、上記標準伐期齢を適用しません。

3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記標準伐期齢を適用せず調達が可能となった時点で、その特性に応じた標準伐採期齢の設定を検討することとします。

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す「皆伐」又は「択伐」によるものとします。

### 「皆伐」

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

### 「択伐」

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとします。

なお、「皆伐」「択伐」ともに以下のア～オに留意するものとします。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとします。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとします。

エ 幼齢林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとします。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意します。また、集材に当たっては、林地に保全等を図るため、地域森林計画の第 4 の 1 (2) で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及び

その搬出方法」に適合したものとするとともに、上記指針を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

3 その他必要な事項  
該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は本市(町村)の林務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとします。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木の植栽が適さない箇所については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や県の普及指導員の技術的助言等を参考に、中低木の樹種も含めて、適切な樹種を選択することとします。

なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉症対策に資する少花粉品種等の苗木や、供給状況に応じて特定苗木の活用を努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	
ヒノキ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	

クヌギ、 コナラ	ぼう芽枝 を含む	3, 0 0 0	しいたけ原木林で皆伐 後に他の樹種が優先す る場合
-------------	-------------	----------	---------------------------------

注) 多様な森林づくりを進める観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システム、低密度植栽など低コスト施業及び効率的な施業の観点、森林の風倒被害対策等の観点等から、上表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとします。

## イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とします。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮石等の不安定地においては、等高線沿い筋刈地拵えを行い林地の保全に努めるものとします。
植 付 け の 方 法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋刈地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付けることとします。 また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。
植 栽 の 時 期	3月中旬～5月中旬に行うことを原則とし、秋植えの場合には晩秋の落葉期から霜が降りるところまでの間で苗木の根の活動休止しないうちに行うこととします。 また、コンテナ苗の場合は、林業普及指導員の技術的助言等を参考に、植栽時期を決定することとします。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林など人工造林による更新は、「皆伐による伐採跡地」については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

また、「択伐による伐採跡地」については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により

適確な更新が図られる森林において行うものとし、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の(1)から(3)までの事項を定めるものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、ウラジロノキ、マツ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、カクレミノ、アカメガシワ、カラスザンショウ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ、カゴノキ、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、カエデ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とします。

注) ぼう芽更新が可能な樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、ぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽により適確な更新を行うこととします。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木による天然更新が適さない箇所については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や県の普及指導員の技術的助言等を参考に、中低木の樹種も含めて適切な天然更新を行うこととします。

(1) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
(1) に定める樹種	10,000 本/ha
ぼう芽更新樹種	5,000 本/ha

注) 上記期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上のものに限る。）を成立させるものとします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法

地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
芽 か き	ぼう芽発生の数年後に必要に応じて優良な芽を一株あたり3～5本（マテバシイの場合6～10本）残し、それ以外のものを除去することとします。その後成長を見ながら、1～3本（マテバシイ3～4本）を標準に調整することとします。

## ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状態を確認する方法は以下のとおりとします。

- ・ 本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹（伐採前に発生したものを含む）、伐採時に残置した若齢木等とします。
- ・ 更新調査は、原則として現地にて標準地（プロット）調査により、実施することとします。
- ・ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減することとします。

天然更新対象地面積 2 ha 未満； 2 箇所、 4 ha 未満； 3 箇所  
4 ha 以上； 4 箇所を目安に現地の状況に応じて増減。

- ・ 標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的と見られる箇所を選定することとします。
- ・ 標準地1箇所の形状は、2 m×2 mを5個、5 m×5 mを1個、正方形または長方形の面積 100 m<sup>2</sup>を1個など現地の状況に応じて適宜設定することとします。
- ・ 明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定をすることができますが、この場合、写真を5年間保管することとします。
- ・ 当方法により判定しがたい場合は、平成24年3月林野庁森林整備部計画課作成の天然更新完了基準書作成の手引きを参考とすることができます。
- ・ 更新調査野帳の様式については、次の様式を標準とします。
- ・ 天然更新が完了していないと判断される場合には、天然更新補助作業（地表掻き起こし、刈出し、受光伐等）又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

別紙

天 然 更 新 調 査 野 帳

調査年月日 年 月 日

調査者

調査地		市町村 大字 番地		
伐採年月 年 月		調査対象面積 ha	地形勾配 斜面方向	
調査面積 ha		プロット m × m 箇所		
No	樹 高	胸高直径	本数	ha 当り本数
プロット1	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット2	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット3	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
位置図及び写真	位置図及び各プロットの近景及び遠景写真			

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

ただし、伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して3年度を超える場合は、伐採開始年度から3年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算にして5年以内に更新するものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、以下の森林を基準とします。

- ① ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
- ② 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
- ③ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
- ④ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。
- ⑤ 保安林

ただし、Ⅳの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

なお、当該森林については、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1)の基準による森林のうち、その所在が明らかなものについて記載します。

森林の区域	備考
該当なし	

注) 保安林を除く



4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)に定める「天然更新の対象樹種」によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、2の(2)のアに定める「期待成立本数」であることとします。

また、更新の成立は、対象樹種のうち樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上の立木の本数が、期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上であることとします。

5 その他必要な事項

(1) 御宿地区は、住民の憩いの場としての整備が要望されており、特に海岸部の人工造林では、マツの造林と併せ、町の木であるキョウチクトウの植栽を公園等の周辺に推進するものとします。

(2) 既往の野生鳥獣による被害状況等から、造林木等への被害が予想される場合は「Ⅲの第1の1(2)鳥獣害の防止の方法」及び「Ⅲの第2の2鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)」により対策を講じるものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	生産目標 柱材等	3,000	11～ 15	16～ 20	26～ 30	31～ 35			伐期 45年
	生産目標 大径材	3,000	11～ 15	16～ 20	26～ 30	41～ 45	56～ 60	71～ 75	伐期 90年
ヒノキ	生産目標 柱材等	3,000	11～ 15	16～ 20	26～ 30	36～ 40			伐期 50年
	生産目標 大径材	3,000	11～ 15	16～ 20	26～ 30	41～ 45	56～ 60	71～ 75	伐期 100年

標準的な方法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で実施します。</li> <li>・選木は形質不良木等のみに偏らず、残存木の良好な成長確保に配慮して行います。</li> <li>・平均的な間伐の実施間隔の年数は、標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年とします。</li> <li>・上記の間伐林齢のほか、次の徴候を参考として、実施時期を決定します。 徴候：樹冠がうっ閉して植栽木の生育に優劣が見られ始めます。           林木の下枝が枯れ上がり始めます           林床の草木が少なくなります。</li> </ul>	

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	・ 9年	・ 12年		
下刈り	スギ ヒノキ マツ	2回	2回	1回	1回	1回	1回					植栽による更新の場合
つる切り								1回		1回		
除伐								1回			1回	
下刈り	クヌギ コナラ	1回	1回	1回			1回					ぼう芽更新し、胸高直径10～16cmで伐採するしいたけ原木の場合
芽かき					1回			1回				
除伐								1回			1回	
下刈り	マテバシイ	1回	1回	1回	1回	1回	1回					
芽かき				1回				1回				
標準的な方法												
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は6～7月ごろを目安とし、下刈り回数や実施時期は実施の省力化、効率化に留意します。											
つる切り	下刈り終了後つるの繁茂状況に応じて行う。実施時期は6～7月ごろを目安とします。											
除伐	造林木の成長を阻害する樹木、形質不良木を除去する。実施時期は8～10月ごろを見安とします。											
芽かき	クヌギ・コナラでは、残すぼう芽は3～4年経過して、ぼう芽枝が安定し優劣が付き始めたところに3～5本に整理し、その後成長を見ながら1～3本/株を標準に調整することとします。											
	マテバシイでは、3年後経過後に残すぼう芽数を6～10本に整理し、樹冠がうっ閉する7年目では3～4本を標準に芽かきをします。											

## 3 その他必要な事項 該当なし

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

###### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

当該森林区域を【別表1】のとおり定めます。

###### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を【別表2】のとおり定めます。

###### 森林の伐期齢の下限

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全域	55年	60年	50年	60年	25年	30年

注1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病害虫の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記の伐期齢の下限を適用しません。

2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採（倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る）においては、上記の伐期齢の下限を適用しません。

3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記の伐期齢の下限を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた伐期齢の下限の設定を検討することとします。

###### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表1】のとおり定めます。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

## イ 施業の方法

ア①の森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力を活用した施業を推進するものとします。

ア②の森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進するものとします。

ア③の森林においては憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業等を推進するものとします。

また、アの①から③までに挙げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進するものとします。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う森林の伐期齢の下限を以下のとおりに定め、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

それぞれの森林の区域については、【別表2】により定めます。

### 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
町内 全域	90年	100年	80年	100年	30年	40年

- 注 1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記の伐期齢の下限を適用しません。
- 2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採（倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る）においては、上記の伐期齢の下限を適用しません。
- 3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記の伐期齢の下限を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた伐期齢の下限の設定を検討することとします。

岩和田地先は南房総国定公園の区域に指定されているため、自然公園法等の基準に則した施業を行うものとします。

実谷七本地先については、里山の整備の一環として林道打越線沿線について自然に親しむための区域として利用する。そのため、施業の方法としては、通行を妨げるような枝、木の伐採や生物多様性に配慮した造林、保育が中心となります。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】により定めます。

また、同区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に効率的な施業が可能な森林として【別表1】のとおり定めます。

### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 は～へ 2 い 3 い～と 4 い、ろ、ほ～と 5 い～ち 6 い～に 7 い～ほ 8 い～と 9 い～ぬ 10 に～へ 11 い、ろ、に～と、 り～る 12 い～は、と～り	930

	13ろ～ぬ 14い～と 15と、り 17ろ～ほ 18は～り 20い～お 21い～る 22い～ち 23い～り 24い～と 25い～ぬ	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2ち	5
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1い～ろ 2ろ～と 4は、に、ち 11ち 12に、へ 15い～へ、ち 16い～に、ぬ、る	168
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10い～は、と 13い 16ほ～り 17い、へ～る 18い、ろ 19い～り 22り～お	197
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林		

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1 は～へ 2 い 3 い～と 4 い、ろ、ほ～と 5 い～ち 6 い～に 7 い～ほ 8 い～と 9 い～ぬ 10 に～へ 11 い、ろ、に～と、 り～る 12 い～は、と～り 13 ろ～ぬ 14 い～と 15 と、り 17 ろ～ほ 18 は～り 20 い～お 21 い～る 22 い～ち 23 い～り 24 い～と 25 い～ぬ	930
長伐期施業を推進すべき森林		1 い～ろ 2 ろ～と、ち 4 は、に、ち 11 ち 12 に、へ 15 い～へ、ち 16 い～に、ぬ、る	174
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (採伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業を 推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

### 3 その他必要な事項

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

#### (2) その他

該当なし

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

#### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

地域における森林資源の現状、森林所有者の状況、森林施業の実施状況及び森林組合等林業事業体の活動状況等を勘案したうえで、森林所有者から森林組合等林業事業体への「森林経営の委託」を推進し、森林の施業の集約化、経営規模の拡大を図るものとします。

#### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するため、次の取組を推進するものとします。

- ・ 不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する長期にわたる包括的な施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ
- ・ 森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成
- ・ 施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん
- ・ 地域協議会の開催による合意形成
- ・ 森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等

#### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

林業事業体等が森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで、長期の施業の受託や森林の経営の受託等の受託の方法及び立木の育成権の受任の程度について留意し、必要に応じて情報提供等を行なうものとします。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら、又は森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することが出来ない場合であって、多様で健全な森林への誘導等による公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の促進のため、地域の森林を団地化し一括して経営管理を行う必要がある場合は、本町や森林組合等による一括管理に向けた意向調査や森林境界の明確化などの森林環境譲与税を活用した各種取組を実施するほか、必要に応じて森林経営管理制度の活用を図ります。



また、森林経営管理制度を活用する場合は、森林所有者から経営管理権を取得した上で、森林経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

5 その他必要な事項  
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の施業意欲等を勘案したうえで、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより、施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた森林所有者の合意形成に努め、必要に応じて法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の締結を促す等、森林施業の共同化を促進するものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化促進に当たっては、細部路網の整備や境界の明確化、森林組合や林業事業体への森林施業の委託など、共同化によって得られる成果を明らかにし、関係者の理解を得ることに努めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う施業の実施を確実にを行うため、関係者間の情報の共有と意思の疎通に努めるものとします。

4 その他必要な事項  
特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等、効率的な森林施業を推進するため、「林地の傾斜区分」や「作業システム」に応じた路網密度を確保し、施業により伐採された木材については、出来る限り搬出し利活用を図ることとします。

搬出にかかすことのできない路網については、基幹路網として林道、もしくは林道専用道を必要に応じて整備し、また、細部路網として森林作業道、作業路を積極的に整備するよう森林所有者や施業の実施者に促すこととします。

傾斜が比較的緩く、高密度の路網整備が容易な森林を中心に、車両系の高性能林業機械の導入を図りながら木材搬出を推進するものとしますが、条件に応じて、ある程度傾斜の急な森林においても、必要な路網整備と架線系の高性能林業機械の導入による搬出を検討するものとします。

なお、路網については下表の路網密度水準を確保するよう整備を推進することとします。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 以上	60 以上	85 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	20 以上	40 以上	60 <50> 以上
	架線系 作業システム	20 以上	0 以上	20 <15> 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注 1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しません。

2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用します。

3) 「車両系作業システムとは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用します。

4) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項  
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道や林業専用道などの基幹路網については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図ることとし、県が定める「林業専用道作設指針」に則り開設します。

#### イ 基幹路網の整備計画

開設 ／ 拡張	種類	(区 分)	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年間の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業 専用道		奥殿台線	800	30			
開設 計					800	30			

- 注 ① 開設及び拡張の別に記載し、それぞれの総数を記載します。  
 ② 拡張にあたっては、舗装又は改良の別を種類欄にカッコを付けて併記します。  
 ③ 林道専用道の開設の場合は、区分欄にその旨を記載します。  
 ④ 位置欄は、字、林班等記載します。  
 ⑤ 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名には主たる支線名等他「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載します。  
 ⑥ 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。  
 ⑦ 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載します。  
 ⑧ 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載します。

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

国が示す要領等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

#### (2) 細部路網の整備に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、県が定める「森林作業道作設指針」に則り開設するものとします。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

#### 4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされる施設についても、必要に応じて整備を図るものとします。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

注1 施設の種類の欄は、木材等の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設（山土場、機械保管庫、土捨場等）の名称を記載します。

2 対図番号欄は、一連の番号を記載します。

#### 第8 その他必要な事項

##### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

###### ○林業に従事する者の養成及び確保の方向

森林施業の共同化等を通じて合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

###### ○林業労働者及び林業後継者の育成方策

###### (1) 林業労働者の育成

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の活動を支援することにより労働者の育成を図ることとします。なお、森林所有者に対しては県の協力を得て、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととします。

###### (2) 林業後継者等の育成

①県内外の木材市況の動向把握に努め情報提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討をすることとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとします。

②各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及、後継者の育成に努めることとします。

###### ○活動拠点施設の設備

該当なし

###### ○林業事業体の体質強化方策

町は、施業の共同委託化による受注体制の整備に努めることとします。

##### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

###### ○林業機械の促進方向

本町の森林の人工林は11歳級以上が大半であり、間伐の実施が必要な時期となっています。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加す

る傾向にあります。

しかし、林家の経営は零細で、かつ林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著であります。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあつて、森林施業の合理化を図るためには林業機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図るものとします。

#### 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	町内一円	チェーンソー 林内作業車 小型集材機	チェーンソー 小型集材車 タワーヤーダー フォワーダ プロセッサ ハーベスタ
造 林 保 育 等	地拵 下刈 枝打	チェーンソー 刈払機 人力	チェーンソー 刈払機 リモコン自動枝払機

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における森林の成熟度が高くなりつつあるが、伐採規模が小規模かつ分散的でロットの確保ができないため、流通加工コストが高く、材が利用されない状況にあります。

このため、間伐材を中心に伐採を計画的に実行することによって、ロットの確保を図って間伐材の安定供給に努め、流通加工コストの低減を図ることとします。

特用林産物のタケノコとシイタケについては、実谷・上布施地域で生産されているが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量はほぼ横ばいです。今後は原木ほだ木の安定的供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路拡大に努め生産振興を図ることとします。

また、自然食品志向に着目し、これまでに利用されなかった野生の樹木・葉・果実又は山菜等を地域の新たな資源として見直し、売り方の工夫及び利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとします。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画は現時点においてはありません。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を【別表3】に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
該当なし		

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林病虫害の駆除及び予防、火災の防止その他森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹や針広混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めることとします。

また、日常の管理を通じて、森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害の防止

松くい虫被害防止のため、森林病虫害等防除法に基づき、保安林等、公益的機能の高い松林を中心に、薬剤防除及び被害木の伐倒駆除を推進こととします。

また、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進等総合的な対策を講ずることを推進します。

#### イ スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

本町に植栽されているサンプスギは、非赤枯性溝腐病の被害を受けやすく、機能が著しく低下している森林が多い状況であります。

このため、非赤枯性溝腐病の被害林については、道路沿い等の緊急性の高い箇所を中心に被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地の造林、造林後の下刈まで一貫した施業を実施し、低下している森林機能の回復を図るものとしします。

#### ウ スギカミキリによる穿孔被害対策

スギカミキリはスギやヒノキの材を穿孔し、材価を著しく低下させる害虫ですが、近年被害が拡大しています。

このため、スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施するものとしします。

#### エ ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシにより媒介された病原菌により、ナラ類、シイ・カシ類等のブナ科樹木が枯れる病害であり、比較的高齢級で大径化した樹木に被害が多く見られます。

被害の拡大を防ぐため、被害の監視体制を整え継続的なモニタリングや、被害木の伐倒や破碎・焼却処理、薬剤使用等による防除を実施するとともに、高齢木や大径木の伐採更新による被害を受けにくい森林づくりを進めます。

なお、森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

### (2) その他

森林病虫害等の早期発見による被害の未然防止や薬剤等による早期駆除などへの組織的な対応を図るため、行政機関や森林組合、森林所有者等の連携による体制づくりを進めます。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による食害、剥皮等の被害を防止するため、被害の早期発見に努め、植栽・間伐の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻き等による被害防止対策を進めます。

また、鳥獣保護管理施策と調和を図りながら、関係機関と連携して被害の早期発見、防除・予防方法等の普及に努め、森林被害対策を進めることとしします。

なお、海岸林のマツ苗木のウサギによる食害を防ぐため、下刈り等管理作業を

行う際、竹編柵の出入口を開放しないよう注意を促すよう助言します。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事予防運動期間に合わせて森林内でのたき火、タバコに注意するよう地域住民への普及啓発を行うこと等により林野火災を予防することとします。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等を目的とする火入れの実施については、防火措置、火入れ方法の徹底を図ることで、森林における火災事故を予防するものとします。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の蔓延防止のため、伐倒駆除する必要がある林分については、伐採とその後の更新を促進します。

森林の区域	備 考
該当なし	

#### (2) その他

森林被害の未然防止を図ることを目的に、保安林地域及びその他の森林で森林レクリエーションのための利用者が特に多く山火事の被害が発生する恐れの高い地域等を対象として、森林所有者自身による所有森林の巡視を推進します。

また、美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市町村、県民、里山活動団体、土地所有者等の適正な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備・活用を推進します。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備 考
位 置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木 地	竹林	その他	
該当なし								



2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び

IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
御宿町	1-25	1,301

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		計 画		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
特になし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

布施地区における里山整備の一環として、収穫された木材について、ドラム缶を加工した炭窯による炭焼き体験を実施し、資源の循環利用について普及します。

また、町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、林業普及指導員の協力を得て教育の森や県民の森を活用して森林・林業体験教育を実施して、森林への関心を高めることとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

特になし

6 森林管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における御宿町森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
			計画なし

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を行うこととします。

(2) 森林法第10条の2による林地開発許可等により一時転用された森林においては、当該地域の目指すべき森林資源の姿（Ⅰ－2－（1））、造林に関する事項（Ⅱ－第2）、下記の林相と主な機能を踏まえ、将来的に本計画に沿った森林となるよう努めるものとします。

「林相と主な機能」

林相	常緑広葉樹優占林	落葉広葉樹優占林	常落針広混交林	針葉樹優占林	
				スギ・ヒノキ林	マツ林
優先樹種	高木層にスダジイ、シラカシ、アカガシ、アラカシなどの常緑広葉樹が優占する森林	高木層にコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカメガシワなどの落葉広葉樹が優占する森林	常緑および落葉の広葉樹、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹からなる多様な高木層をもつ森林	高木層に木材生産を目的とするスギ、ヒノキが優占する森林	高木層にアカマツ、クロマツが優占する比較的明るい森林
例					
機能例	生物多様性保全、水源涵養、保健文化、山地災害防止/土壌保全	保健文化、快適環境形成、生物多様性保全、木材等生産、水源涵養、山地災害防止/土壌保全	水源涵養、生物多様性保全、山地災害防止/土壌保全、保健文化、快適環境形成	木材等生産、水源涵養、山地災害防止/土壌保全	快適環境形成、保健文化

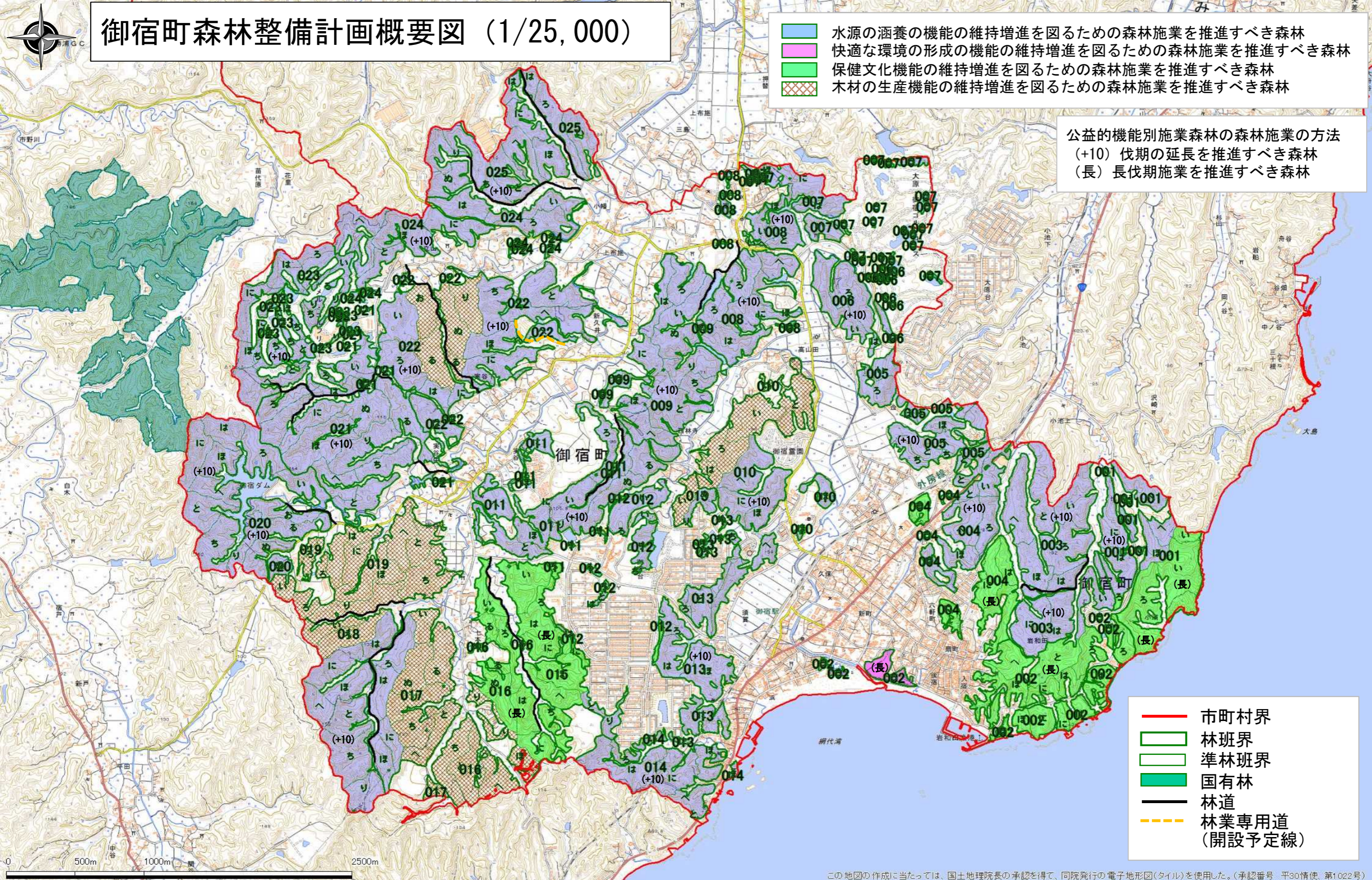




# 御宿町森林整備計画概要図 (1/25,000)

- 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

公益的機能別施業森林の森林施業の方法  
 (+10) 伐期の延長を推進すべき森林  
 (長) 長伐期施業を推進すべき森林



- 市町村界
- 林班界
- 準林班界
- 国有林
- 林道
- 林業専用道 (開設予定線)

0 500m 1000m 2500m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号 平30情使、第1022号)



② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	うち木材・ 木製品製造業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	17年	3,341	173	—	134	307	693	—	2,341
	22年	3,098	142	—	109	251	596	—	2,251
	27年	2,881	102	—	80	182	525	—	2,174
構成比 (%)	17年	100.0	5.2	—	4.0	9.2	20.7	—	70.1
	22年	100.0	4.6	—	3.5	8.1	19.2	—	72.7
	27年	100.0	3.5	—	2.8	6.3	18.2	—	75.5

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。  
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	17年	2,492	151	121	30	2	—	—	—	—	1,326	1,326	0	—
	22年	2,492	180	95	85	1	—	—	—	—	1,314	13.12	2	—
	27年	2,486	134	113	21	1	—	—	—	—	1,352	1,312	4.0	—
構成比 (%)	17年	100.0	6.1	4.9	1.2	0.1	—	—	—	—	53.2	53.2	—	—
	22年	100.0	7.2	3.8	3.4	0.0	—	—	—	—	52.7	52.6	0.1	—
	27年	100.0	5.4	4.5	0.8	0.0	—	—	—	—	54.4	52.8	1.6	—

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。  
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。  
3. 「林野面積」について調査が行われていない年次については空欄とする。  
4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。  
5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業 場用地	住宅・別荘 用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
年							
年							

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。  
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		計	人工林(B)	天然林	人工 林率 (B/A)
	面積(A)	比率				
総数	1,301ha	100%	1,091ha	535ha	556ha	41%
国有林	0	0	0	0	0	0
計	101	8	63	29	34	29
公 都道府県有林	65	5	37	23	14	35
有 市町村有林	36	3	26	6	20	17
林 財産区有林	0	0	0	0	0	0
私有林	1,200	92	1,028	506	522	42

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。  
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に（ ）書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。  
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者 面積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	年 年 年					
構成比 %	年 年 年	100 100 100		(100) (100) (100)	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。  
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。  
 3. 構成比（ ）は、不在（市町村）者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

区分 \ 齢級別	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11齢級 以上
民有林計	1091ha	3ha	2ha	22ha	43ha	101ha	920ha
人工林	535ha	1ha	1ha	2ha	34ha	54ha	443ha
天然林	556ha	2ha	1ha	20ha	9ha	47ha	477ha
(備考)							

- (注) 1. 地域森林計画の資料（森林資源構成表）を参考として作成。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha		10～20ha		50～100ha	
1～5ha		20～30ha		100～500ha	
5ha～10ha		30～50ha		500ha以上	
				総	数

(注) 資料は、2010年世界農林センサスとする。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	—	—	—
うち林業専用道	—	—	—

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	—	—	該当なし



(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齡級	森林の所在
		該当なし

- (注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。  
 2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		—
内	第1次産業	—
	うち 林 業 (B)	—
訳	第2次産業	—
	うち木材・木製品製造業 (C)	—
第3次産業		—
B + C / A		%

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。(統計資料なし)

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	6	112	37,682
うち木材・木製品製造業(B)	—	—	—
B/A	— %	— %	— %

- (注) 1. 平成30年工業統計調査の「地域別統計表」による。  
 2. 製造業には、林業が含まれない。(統計資料なし)  
 3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
		うち	作業員数	
森林組合				(名称: )
生産森林組合				(名称: )
認定林業事業主				森林組合を除く
素材生産業				
製材業				
森林管理署				
...				
合計				

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集 材 機							
モノケール							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自 走 式 搬 器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運 材 車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登式
ト ラ ッ ク							主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計							
(高性能機械)							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキ ッ ダ							索引式集材車輛
プロセッサ、 グラップルソー							枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワード							積載式集材車輛
タワーヤーダ							タワー付き集材機

- (注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。  
2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種 類	シイタケ	フキ	タケノコ
生 産 量 生産額(百万円)	126kg	213kg	35kg

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。  
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
	—	—	—

(注) 計画作成(変更)時点の状況について記入する。

- (11) その他必要なもの  
該当なし